

豊中市保育環境改善システム導入業務委託

基本方針

1. 業務概要

(1) 業務名 豊中市保育環境改善システム導入業務

(2) 業務の目的

豊中市公立こども園25園にシステムを導入し、日常の保育業務の品質向上及び効率化並びに保護者案内の強化によるサービスの向上等を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

委託する業務は、下記のとおりとする

- ① 保育環境改善システムの開発・導入・運用支援・保守
- ② 公立こども園25園のネットワーク環境構築

(4) 業務期間

契約締結日から令和4年(2022年)3月31日まで

(5) 予算額 上限額 29,114,000円

2. 公募型プロポーザル方式の採用について

豊中市保育環境改善システム導入業務を進めるにあたり、システムに包含すべき機能や一層の業務効率化を図る機能など、民間のノウハウを活用した広範な内容について提案を受けて実施することが最も効果的と考えられることから、公募型プロポーザル募集を採用する。

3. 参加資格

本業務に参加できる者は、プロポーザル参加申込書等の提出日時点で、本市の入札参加資格登録業者であるとともに、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、同申込書の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めないものとする。

- (1) 提案を行うシステムが、総合行政ネットワーク(LGWAN)環境にて、他の地方公共団体への導入・運用実績を10団体以上有していること。
- (2) 参加者が地方自治法施行令(昭和22年政7令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加者が本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 参加者が本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 参加者が法人税、消費税、法人市民税を遅滞なく納付していること。
- (6) 参加者が会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

4. 審査概要

豊中市保育環境改善システム導入業務委託運営事業者選定委員会を設置し、企画提案内容や実施能力等の審査をもって、最優秀提案者を選出する。

(1) 選定委員会

本業務委託の最優秀提案者選定に係る委員会

(2) 委員構成

こども未来部こども事業課長

こども未来部こども事業主幹

こども未来部こども事業課てしまこども園長

総務部デジタル戦略課長

豊中市教育委員会事務局教職員課豊中市教育センター副主幹

(3) 審査方法等

事業者から提出される提案書を審査した後、審査に合格した事業者のみが参加する面接（プレゼンテーション）で、別に定める評価点基準（非公表）に基づき上記（2）の委員で審査し、各審査員の評価点の合計で最優秀提案者を決定する。

5. 日程

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| (1) 募集要項等の公表 | 令和3年（2021年）7月12日（月） |
| (2) 質問受付期日 | 令和3年（2021年）7月19日（月） 17時 |
| (3) 質問回答期日 | 令和3年（2021年）7月27日（火） |
| (4) 提案参加申込書提出期限 | 令和3年（2021年）7月29日（木） 17時 |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和3年（2021年）8月 5日（木） 17時 |
| (6) 書類審査 | 令和3年（2021年）8月上旬～中旬 |
| | ※提案者が4者以上になった場合に実施 |
| (7) 面接審査（プレゼンテーション） | 令和3年（2021年）8月23日（月） |
| (8) 審査結果の通知 | 令和3年（2021年）8月下旬 ※文書で通知 |
| (9) 委託契約の締結 | 令和3年（2021年）8月下旬予定
(契約締結後、運営開始) |

6. その他

(1) 事業者の選定

市は、選定結果を速やかにすべての提案者に通知し、市ホームページに決定金額及び最優秀提案者の名称を掲載する。

(2) 事業者の取り消し

最優秀提案者が資格要件に適合しなくなった場合は、最優秀提案者の決定を取り消す。

(3) 失格事由

- ①本業務期間中に、募集要項に規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②予算額を超える提案を行った場合
- ③提案書類において虚偽の記載がある場合
- ④提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- ⑤提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑥正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑦法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑧審査の公平性を害する行為があった場合

⑨前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合